

板橋区立小・中学校 給食弁当代替者補助金制度のお知らせ

食物アレルギー等の事情で給食の提供を受けることができない児童・生徒がいる家庭を経済的に支援するため、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を補助する制度を実施します。

1 対象者

板橋区立小・中学校に在籍し、食物アレルギー等の事情で弁当を持参している児童生徒がいる保護者

※牛乳のみ喫食しているなど、一部でも給食提供を受けている場合は本制度対象外となります。

※月の途中から弁当持参の対応になった場合、翌月分からの対象となります。

2 補助金額（月額）

学校に弁当を持参した月数×下表の月額を補助します。

小学生			中学生
低学年	中学年	高学年	
4,560円	4,940円	5,510円	6,290円

3 手続き方法

① ご案内

本制度の対象となる方には、在籍の学校からご案内します。

対象となる方は、学校にお問合せください。

② 申請手続き

以下(1)と(2)を原則、電子申請にてご提出ください。

※電子申請が困難な場合は書面申請も可能です。

裏面を使用し、学校へ提出してください。

(1) 板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書・請求書

(2) 振込口座の通帳やキャッシュカード等のコピー

→金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できるもの。

【申請期限（令和6年度）】令和6年5月10日（金）

③ 申請書受付

区教育委員会事務局が電子申請または学校経由で申請書を受け取り、学校に弁当持参月数を確認します。

④ 補助金対象者の交付決定（6月または随時）

交付決定通知書をお送りします。

⑤ 補助金額の決定（第1期（4～7月分）：8月、第2期（9～3月分）：3月）

第1期、第2期に分けて交付額確定通知書をお送りします。

⑥ 補助金の支給（第1期（4～7月分）：9月、第2期（9～3月分）：4月）

第1期、第2期に分けて申請者名義の金融機関口座に補助金を入金します。

4 問合せ先

板橋区教育委員会事務局学務課学校給食係 電話：（直通）03（3579）2617

板橋区立〇〇〇学校 電話：03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

※電子申請はこちら



区HP二次元
コード

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書・口座振替依頼書
(兼同意書・委任状)

板橋区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱第5条の規定により、以下の対象となる児童生徒の給食弁当代替額について、以下の事項に同意及び委任し、補助金の交付を申請します。

- 同意事項
- 1 補助金の申請に当たっては、必要な範囲で世帯員の住民登録情報、生活保護情報、就学援助情報、就学奨励受給情報を調査し、利用することに同意します（同意されない場合は補助金の審査及び交付ができません。）。
 - 2 交付決定されたときは、支給される補助金は下記口座へ振り込んでください。
 - 3 区長が必要と認めたときは、補助金の交付決定者に対し報告を求めること、又は調査を行うことに同意します。
 - 4 口座情報等は、板橋区立小・中学校在籍中、翌年度以降の同補助金申請に関して利用することに同意します。
 - 5 補助金交付額の確定に当たって、交付決定当該年度の弁当代応月数の確認及び報告を、学校長が区長へ行うことに同意します。
- 委任事項
- 1 板橋区長により確定された補助金の請求に関する権限を、板橋区教育委員会事務局学務課長に委任します。

東京都板橋区長あて

1 申請者

年 月 日

住所 板橋区
申請者（保護者）氏名
電話番号（自宅・携帯）

2 口座情報

以下の口座に振込みを希望します。**※通帳等のコピーを添付してください。**

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合				金融機関コード				店名		支店コード（店番）		
									本店 支店				
口座番号									口座種別	普通・当座			
口座名義人(か) ※申請者名義のみ													

※ゆうちょ銀行の場合は、店名は3ケタの漢数字の支店番号をご記入ください。

3 対象児童生徒 ※補助金交付の対象となる児童生徒の情報を記入してください。

氏名（児童生徒）	生年月日（西暦）	学校名	学年
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		